

報道関係者 各位

令和4年7月19日（火）

【照会先】

埼玉労働局総務部総務課

課長 新井 紀子

総務企画官 川又 裕子

（代表電話） 048（600）6200

埼玉労働局職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年7月12日（火）から7月18日（月）において、埼玉労働局職員9名が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

（当該職員の所属と感染確認日）

7月12日（火）2名（ハローワーク川越、川越労働基準監督署）

7月13日（水）1名（ハローワーク秩父）

7月14日（木）1名（埼玉労働局）

7月15日（金）3名（埼玉労働局、さいたま労働基準監督署、ハローワーク川越）

7月17日（日）1名（ハローワーク川口）

7月18日（月）1名（ハローワーク飯能）

保健所によると、当該9名の職員については、来庁者を含め濃厚接触者はいないと判断を得ておりますが、健康に不安のある方におかれましては、念のため、かかりつけ医又は受診・相談センター等までご連絡いただきますようお願いいたします。